

## 第 1 1 0 回

# 京都市大規模小売店舗立地審議会

## 議 事 録

日 時：平成 22 年 11 月 25 日（木）

午前 10 時～11 時 30 分

場 所：池坊学園 洗心館 6 階 第 1 会議室

## 開 会

●事務局 本日は委員の皆様方には、ご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜り誠にありがとうございます。ただいまから、京都市大規模小売店舗立地審議会を開催させていただきます。本日の委員の方々のご出席状況でございますが、6名の委員の皆様方にご出席いただいております。したがいまして、京都市大規模小売店舗立地審議会条例第5条第3項の規定により、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

それでは審議にあたりまして、堀池商工部長からご挨拶させていただきます。よろしくお願いいたします。

●堀池部長 おはようございます。本日はお忙しいところ、ご出席賜りまして大変ありがとうございます。本日は「(仮称)新Y S計画の届出者説明」、そして「(仮称)ヤマダ電機テックランド京都伏見店」の答申案検討でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

●事務局 それでは審議会を始めてまいりたいと思います。お手許にございます資料等の確認をさせていただきます。各委員のお手許には審議会次第、資料1「(仮称)新Y S計画検討資料」、資料2「(仮称)ヤマダ電機テックランド京都伏見店答申案」、資料3「立地法に係る計画一覧」、以上の資料を置かせていただいております。なお、席上には1月の日程調整表を用意しておりますのでご確認ください。

また傍聴の方々用に、後ろのテーブルに「本日の閲覧資料」を置かせていただいておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

それでは早速審議会を始めたいと思います。市川会長よろしくお願いいたします。

## 議 題

### 1 平成22年6月届出案件

#### 「(仮称)新Y S計画」に係る届出者説明

●市川会長 それでは、これより第110回京都市大規模小売店舗立地審議会を始めます。議題1の「平成22年6月届出案件(仮称)新Y S計画に係る届出者説明」です。担当者の方に入っておりますので、事務局、よろしくお願いいたします。

●事務局 設置者からの説明の前に事務局から届出概要についてご説明を申しあげます。お手許の資料を開いていただきまして、2ページの「(仮称)新Y S計画に係る意見書及び地元説明会における意見等の概要」をご覧ください。本件につきましては、11月15日の提出期限までに3件の意見書がございました。主な意見の概要といたしまして9つの内容を掲げてお

ります。(1)～(6)につきましては後ほどご説明します期限近くに提出されました意見書の概要でございます、(7)(8)(9)につきましては、先に提出された意見書の概要です。

地元説明会における意見等につきましては、設置者による報告書をご確認いただければと存じますが、主な内容は店舗敷地西側及び南側の出入り口におきます交通安全対策についてと説明会当時は解体工事も含めました建設工事への関心が高かったこともありまして、それに関わります意見が出ていた状況でございます。

おめくりいただきまして3、4、5ページが意見書の写しでございます。まず、3ページの意見書では、今回の新店舗出店に関して、店舗の配置や出入口の場所などについては基本的に特に問題はないが、交通安全はしっかり確保してほしいということと、冷蔵庫がわりとして今後とも利用していきたいという内容です。4ページの意見書におきましても、出店に際しての基本的な要望は、交通安全を確保したうえでの運営を求めるという内容となっております。

おめくりいただきまして5ページの意見書は、提出期限間近に提出されたものでして、独自調査報告として添付されていた文面を席上に配付させていただいておりますが、調査会社に依頼して独自に調査をされた意見書というこれまでになかったケースとなっております。

内容といたしましては、出入り口における交通整理員の常時配置と増員、出入り口における右折入場・右折退場の禁止、拡幅を含めた歩道整備、独自調査でいうところの現状のデータに基づいた届出内容の再検討、隣接住民の意見を取り入れた見直しとなっております。

今回の届出では、既存店舗の敷地のすぐに南側に移転新築するとなっておりますが、店舗の立地状況は、現況写真でもご確認いただけますように狭くて入り組んだ道路に囲まれております。店舗の建物自体は新しくなるものの、従前からの立地条件で、これまでの店舗運営の経験を引き継ぐ形で店舗展開をしていくことになるとうかがっております。こうした状況を踏まえつつ、事業者としましては、新たな消費者を呼び込むよりも、従前からの顧客の利便性を図るという意味で、リピーターを確保したいという前提で事業計画を組み立てたとのこととです。

この意見書で掲げられている5番目の項目として、届出内容の見直しがあります。届出の前提となります交通量調査等の各種データにつきましては、現時点で新店舗敷地の北側で営業されている店舗の現況をベースとしている訳でございますが、今まで何もなかった場所に新たに店舗が立つという訳ではなく、新たな交通負荷等の要素が加わることはあったとしても、現状の店舗運営における状況をベースとして各種データを調整したというのは、予測の仕方としてはあり得るのかなという考え方をさせていただきます。加えまして、本件に関しましては、事前に近隣住民の方と何度か協議をされて一定の合意を前提として届出を提出したと聞いてございますので、この後の届出者説明のなかで、住民の方々とはどういう話であったのか、交通処理に関する内容も含めて説明があるかと存じます。

6～9ページは、先ほど少し申しあげました地元説明会の報告書でございます。8月16日に開催された説明会での状況を掲載してもらっていますが、多くが建設工事に関わります質疑となっておりますが、工事以外では交通処理についての要望がだされております。この質疑の

中では出されていた要望につきましては、後日改めて協議をされているとのことです。

10～20 ページは事務局が撮影した現地周辺写真ですが、現地の交通事情などを細かく確認するという意味において、平日での状況がどうなのかを調べる意味もありまして、平日の午後3時から4時にかけて撮影しました。撮影箇所を示す地図につきましては、10 ページは三条通から南にずっと下がって行って、11 ページで店舗南側道路の状況を見回し、安祥寺川沿いの道路を北に上がって三条通に戻るといった内容となっております。

交通処理の関係で新たな出入口設置箇所であります渋谷街道と安祥寺川沿いの道路との交差点につきまして、17 から 19 ページにかけて細かく撮影しております。現地視察に関しましては、次回の審議会におきましてお願いをしたいと考えてございます。本日の届出者説明におきましては、とりあえず現地写真を参考にお聞きいただければと存じます。

すでに届出者に入らせていただいておりますので、早速説明をしていただこうと思っております。まず自己紹介のあと、着席したままで結構でございますのでご説明をお願いいたします。

●マツヤスーパー（畑中） 今回、施設を設置させていただきます東レ建設株式会社の畑中と申します。今日はよろしくお願いいたします。

●マツヤスーパー（中山） 出店者の株式会社マツヤスーパー専務の中山でございます。よろしくお願いいたします。

●マツヤスーパー（西村） 泉州繊維産業株式会社の西村と申します。大店立地法の手続きのお手伝いをさせていただいております。よろしくお願いいたします。

●マツヤスーパー（小倉） マツヤスーパー開発部の小倉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

●マツヤスーパー（岩本） 東レ建設株式会社の岩本と申します。よろしくお願いいたします。

●マツヤスーパー（西村） それでは説明に入りたいと存じますが、説明は私、西村からさせていただきますと思います。どうぞよろしくお願いいたします。お手許には大店立地の届出書があるかと思っております。出店計画書に添付しています図面等をコピーしてきた拡大パネルを今回持参しましたので、それらを使いながら説明を順次進めたいと思っております。

今回、挨拶のありました設置者は東レ建設でございます。そこにマツヤスーパーがテナントとして入って出店をするということになってございます。マツヤスーパーでございますけれども先ほどもお話があったように計画地の北側に既存店舗がございまして、それが移るといことでございます。立地場所ですけれども、出店計画説明書をご覧いただきたいのですが、まず

は添付図面1の広域見取図になります。図面の真ん中のところに○印で計画地を振ってございます。JR山科駅から約700メートル南のほうに下がったところでございます。

もう1枚めくっていただくと周辺見取図がございまして、図面真ん中の斜線を入れているところが計画地でございまして、さきほど事務局から現地写真の説明があったかと思っておりますけれども、安祥寺川沿いの道路と、東西を結ぶ渋谷街道、敷地北側の道路3番と振っております道路の3面に囲まれた土地でございまして、現状のマツヤスーパーが北側の紫色に塗った区画にございまして、この店舗が南側の土地に移るということでございまして、

実は現在の店舗建物はマツヤスーパーだけではなく、ニック産業のホームセンターも含めた売場になってございまして、紫色に塗った区画では、計画地の2倍以上である4,700㎡強の売場がございまして、添付図面3-1に従いまして、建物配置の説明をさせていただきます。既存店舗側に寄せつつ、ほぼ正方形に近い形の建物を、敷地北側に建てさせていただきますと運営していきたいということでございまして、1階の売場が2,924平米でございまして、1階が主な売場でございまして、2階、3階にも売場がございまして、それらを全部合わせますと店舗面積は2,999になってございまして、2階にテナントが入るのかというのではなく、2階の売場はエレベーターホールのところでございます。1階が売場になっていまして、建物の2階には駐車場がございまして3階も駐車場なのですけれども、この駐車場のエレベータースペースがございまして、こちらのほうも一応売場となりますので、2階分と3階分を合わせまして2,999平米、約3,000平米で運営していきたいと思っております。

もう一度、1階の配置図に戻ります。荷さばき、ゴミの保管庫は建物の南側に配置したいと考えています。荷さばき施設でございまして、お手許の資料では色がついている箇所に設けたいと考えている次第でございまして、建物東側の白抜きになっている部分がバックヤードでございまして、倉庫や事務所があるところです。荷さばき施設で商品を下ろしまして、バックヤードから中に入れていくということを考えている次第でございまして、

荷さばき施設のすぐ横は廃棄物保管庫になっております。容量等は記載がありますがけれども2つ設けたいと思っております。1つは生ゴミなどを主に入れ、空調機能等を付けた悪臭の出ないようなものにしたい。これは建物の中でございまして、廃棄物は建物の中に配置したいと今考えている次第でございまして、

駐輪場ですが、駐輪場は1階部分の西側に設けたいと考えております。駐輪場の北側にバイク置き場もございまして自動二輪用として設けたいと考えている次第でございまして、

1階は駐車場もございまして、平面の自走式駐車場5台と記載してございますけれども、ここはすべてお客様用の身障者用のもので考えています。一部タクシーも出入口2から入ってとめていただけるようなスペースも設けたいと考えております。2階でございまして、売場はエレベーターホールしかなくて、あとは駐車場なのですけれども、1階から2階に上がる南側にスロープを設けております。このスロープを上がっていきますと2階の駐車場に上ることができます。3階でございまして、3階も2階から上がっていきますと3階は屋上の部

分になるのですけれども、こちらも駐車場になっています。一般のお客様は2階と3階の駐車場に駐車していただくという計画になっております。3階部分の東側に事務所と記載しておりますけれども、マツヤスーパーさんは本社が今は別のところにあるのですが、それがこちらのほうに移りたいということを計画している次第でございます。配置は以上でございます。

続いて、出入口について説明をさせていただきます。1階の出入口でございますけれども、3面が道路に面しておりますけれども、この西側の安祥寺川沿いに出入口が1箇所、それから南側の市道側、渋谷街道沿いに1箇所と、出入口を2箇所設けてお客様を誘導したいということです。場外の誘導は平面駐車場は西側の身障者用しかありませんので、入ってくる車はスロープで上がっていただいて、すべて上に上げるという場内の案内を考えている次第です。

駐車台数ですが、お客様用としての駐車台数は現状160台を確保したいと考えております。全体では190台ほどございますけれども、関係車両であるとか従業員用は除きまして160台のお客様用の駐車場を設けたいと考えております。指針の必要台数を計算しますと107台になっておりますので、当然それを満足するものをと考えている次第でございます。

ここにお店ができるのとどれぐらいの車が来るのかということで交通の予測をしております。これは大店立地の指針に基づく計算値から計算したものでして、お手許の資料に交通の資料等が入っていると思います。出店計画説明書のなかですと、必要台数は5ページのところの必要駐車台数算出根拠という上から2段目のところに必要台数を算出したものがございます。これから1日当たりのピークの台数、時間当たりのピークの台数を算出しております。計算結果を申しあげますと1日のピークで960台来るのではないかと。1時間当たりの交通量のピークですと138台が来るのではないかとという計算になっております。

ではその車がどちらのほうからどれぐらい来るのかというのを考えたものがございまして、これはお手許の資料ではカラーになっているのですが、出店計画説明書の図面の7ページ、「案内経路の方面別交通量（広域）」と記載した図面が入っております。これの白黒版のコピーでございます。これは太枠で記載したところをこちらの想定する商圈域と考えております。真ん中が計画地でございますけれども約1～1.5キロ程度を対象にしたものでございます。想定する商圈をそれぞれ主要道路を案内経路としましてブロックを振っております。ブロックを7つに分けて、その世帯数を調べまして、その世帯数から方面別の交通量を割り出したものでございます。

もう1枚めくっていただきますと、もう少し近場の図面があります。これは同じ図面の「狭域」と記載したものでございます。これがもっと近場にしたものでございまして、計画地があつてこの南側に渋谷街道、左側に安祥寺川沿いの道路となっております。案内経路でございますけれども、先ほど出入口を南と西の1箇所ずつとお話させていただきました。車の案内ですが北のほうから来る車につきましては、今の既存店舗のところを通り過ぎまして、安祥寺川沿いから入っていただく。帰りもそちらから帰っていただくと考えている次第です。

東のほうから来る車につきましては、東のほうから渋谷街道を西方面に進んでもらいまして、南側の出入口から入っていただき、帰っていただくと考えております。渋谷街道を西のほうから来る車につきましては、南側の出入口から入って出っていただくという考え方をしております。安祥寺川沿い道路の南の方から来る車につきましては、南側のほうに入ってもらって、帰っていただくという案内経路を今想定しているところでございます。

この案内経路を、先ほどの時間帯数 138 台の台数をそれぞれの主要交差点で交通量調査をした結果に上乗せをするという一般的なやり方をさせてもらっています。交通量調査を 4 箇所実施しておりまして、1 つはこの計画地の北側ですが、三条の交差点、計画地の左隅のこの交差点、それともう少し西側に行きました山科団地北交差点、それと計画地のすぐ東側の交差点、この 4 箇所の交通量調査を実施しております。この調査を実施した結果に対しまして 138 台は上乗せしています。

その結果につきましてはお手許の資料になるのですが、交通の予測報告書の 14 ページに交差点飽和度の表が入っております。これを見ていただきたいと思っております。現況の平日、休日のピーク時の時間を計算したものが入っております。これを見ていただきますと 0.9 を下回っているということになってございまして、届出のほうをさせていただいたという次第でございます。

ただ、交通処理対策でございまして、この西側の安祥寺川沿いでございまして、約 3 メートルの歩道をつけまして、歩行者が歩けるスペースを設けます。狭くなったゾーンでございまして既存店舗でマツヤさんが営業しているときも、3 メートル下がった歩道、歩けるスペースを提供されていまして。今は当然お店がない状態ですので歩道のない状況になっていたのですが、今回のこの計画に際しまして地元からのいろいろな要望がございまして、3 メートルの歩けるところを設けるという次第でございまして。計画地ではない箇所まで下がることはできないのですが、今までは車と共有して歩かないといけなかったのですが、ここまではなんとか確保させていただいているという次第でございまして。

後ほどご説明しますが、立地法を提出する前に住民さんともいろいろお話し合いをしております。歩道の確保ということでなんとかならないかという話もあったのですが、今のところできないので、せめて敷地内に歩行者スペースをつくりまして、南のほうに帰っていくお客さんのルートは確保しますが、別途東のほうへも行き来ができるようなスペースも提供させようというお話をさせていただいております。

この路面用地につきましても歩行者の安全対策としての看板を立てるとかといったご要望をいただいております。そういったことも対応していくということを考えている次第です。

続きまして騒音についてお話をさせていただきます。まず、発生源のところのお話からさせていただきます。1 階は室外機等を置かないことになっておりまして、騒音資料の騒音発生源位置図を見ていただきたいのですが、場所は 2 階のスロープ南側に室外機を配置していきたいと考えている次第でございまして。なお、F と書いているものについては換気扇でございまして。

3階は、主に南側に配置していきたいと考えております。また、建物の西側にも一部置きたいと考えております。配置場所につきましては、添付図面4の立面図でご説明させていただきます。南立面の図をご覧ください。先ほど集中的に置くと申しました室外機の場所ですが、斜めの線が入っているのはスロープです。このスロープから上がっていった屋根のようになっている部分があります。この中にすっぽりと室外機をすべて入れまして、外から見えないようにしたいということです。フロアレベルで申しますとこの高さが約 2.8m ございまして、室外機を入れても外には見えないことから、遮音効果もございまして、そういったところに配置していきたいと考えております。3階の部分につきましても同じでございまして、一部ございませけれども腰壁がありますので防音対策をするということを考えている次第です。

騒音予測をした結果でございませけれども、結果につきましてはこの報告書あるいは出店計画の説明書でも一覧表が載っておりますのでご覧いただければと思います。出店計画説明書ですと 24 ページ以降に騒音の結果等を記載しております。

A, B, C, D, E, F と予測地点を記載しております。数値も見ていただきたいのですが、A というのはどこかと申しますと、安祥寺川沿いの西側でございませ。なぜここを選んだかと申しますと、出入口 2 がございませし、向かいに民家がございませるので、いちばん高くなるところで民家に近いところということで選びませ。B は、敷地内の車両がそばを通過する箇所でもあり、隣接して民家があることから予測地点としております。C は出入口 1 があり、荷さばき作業を行う場所であるとともに、道路をはさんで民家がございませことから、予測地点としましませ。D につきましては先ほども申しませように室外機等を置きませるのでそのいちばん近いところということで、高くなるところで予測しております。

E は東側につきましてはこちら側にマンションがございませして、実はここに事務所が建っているのです音的には店舗に関わる音が直接伝わることはないとは思いますが、近隣住居を意識して選定しましませ。F は民家がございませるので選定し、計 5 地点で予測しております。

結果が先ほどの 24 ページに記載しているものでございませ。等価騒音レベルの予測となっております。最大値の予測結果につきましては、37 ページに予測結果を記載しております。先ほどの E というところはマンションがございませるので、そちらは高さ方向 18.7 メートルまで、階ごとに予測しております。届出では営業時間のほうが 8 時 30 分～21 時 50 分ということで夜 10 時以降の営業はしないのですが、当然冷凍庫用の室外機などもありますので、夜間についてはそれがいちばん対象となっているということでご理解いただきたいと存じませ。

騒音の対策ですけれども、先ほども申しませように室外機の配置場所や、商品の搬入など関係車両につきましてはアイドリングストップの徹底、不必要なクラクションの防止といった周知徹底をする。あとは駐車場内にはアイドリングストップをお願いするようなサインを付けませして、お客様にも呼びかけていきたいと考えております。以上が騒音でございませ。



説明が長くなっていますが、住民様からのご意見を頂戴した件でご説明申し上げます。

まず1つ目は、今回の出店計画では南側の出入口にゲートを付けて、ゲートを通ってもらって入るといった内容になっていますが、この内容に対して車の流れがスムーズにいくのかというご意見がありました。このご意見をいただいたのが先週末でございまして、そこから改めて検討しました。現在では、このゲートをやめてしまって、フリーでどンドン入れるようにするような検討を前向きに行っております。いただいてすぐのお話でございまして、ゲートを外すことよっての弊害が何かあっても困りますし、いろいろな交通の協議もここまでできておりますので慎重に検討はしたいと思っておりますけれども、前向きに検討していきたいと思っております。

もしゲートを外すということになれば、このスロープにつきましてもインターフェイスをする必要がなくなりますので、身障者の方以外はこちらから上がってもらうことになります。建物内の駐車場に接続するスロープですがここから2階のフロアまで行くのに60メートルぐらいございます。その間、2階から屋上まで行くのにも約50メートルございまして、それらを待ちスペースに使えると思っております。届出資料では出入口1から約12mを待ちスペースということで記載してはございますけれども、ゲートをなくすことでもしも混雑が発生したときは待ちスペースとして使えると考えておりますので、前向きに検討してまいります。

大店立地法に基づく住民説明会以外にも、去年から地元の方とは何度も対話をしております。住民説明会以外にも約6回説明会等を行いまして、山階自治連合会さんからの要請も受けつつ、別途説明会をさせていただいております。そういった説明会のときに当然ご要望いただいておりますので、その要望を反映した部分もございまして、そういった内容は表向きでは見えないところでございまして、少しそれを紹介させていただきます。

店舗北西は結構スペースが空いておりますので、もともとここに平面駐車場を予定していたのですが、現状、北側のお店では平面駐車場になっていることから、新店舗の駐車場を平面駐車場にすると来客者は平面駐車場にとめたがるという心理が働いて、交通が詰まることがあるというご要望、お叱りをいただきました。今回の計画では、身障者の方には平面駐車場に留めていただいて、それ以外は全部店舗内の駐車場に上げるという計画に見直しをさせていただいております。敷地内に歩道をつくることについてもご要望がございましたので、それにもお答えする形で対応させていただいた、といったこともございます。

案内経路につきましても、住民さんのご意見が3つあったかと思うのですが、説明会のなかでも店舗敷地西側の安祥寺川沿いの道路にできるだけ交通負荷をかけてほしくない、現状では1面にしか出入口がない状況で歩きにくい状況になっているので、できるだけ負荷をかけないでほしい。渋谷街道と出入口が2箇所できるので分散できる、それはいいことだということでいただいております。車両案内についても、分散できるような誘導にしてくれというご要望もございまして、それを踏まえた経路案内を設定して、届出を提出いたしました。

こういった対策などは自治会ともお話をし、運用に関する協定をつくりまして、届出に至った経緯がございまして、この状況でオープンさせていただきたいということでございまして、

以上が説明でございますが、少し補足がございます。

●マツヤスーパー（中山） マツヤスーパーの中山でございます。地元住民への説明会につきましては、東レ建設さんが解体が始まることから、工事の着手と運営について自治連さんと相談をしながら、いつ、何を開催しよう、参加の呼びかけをどうしようということ細かく協議させていただきながら進めてまいりました。

現在、既存の店のいろいろな問題点、ハード的な問題点も含めて運用上解決できるところは、この1年間なんとか解決をしてきました。どうしても運用上対応が難しいところにつきましては、今回の新しいお店ではそれを解消すべく、まず案を自治連さんに持ち込んで、これについてこのような対応をしたいと思うというようなことを繰り返しております。さきほどその一部ご紹介をさせていただきましたが、1階駐車場は身障者の方用のスペースとし、それからタクシー乗り場を、最近ご高齢の方が増えてまいりましたので行きは歩いてこられるのですが帰りは荷物が多いのでタクシーを呼ばれる方が多くて、その待ちの車が、1階の駐車場の車のスムーズな流れを阻害するということが起きておまして、これはわれわれも認識しております。タクシーを待たれるタクシー専用の場所を設けてほしいということを、われわれも思っておりますのでそれに対応させていただきました。

あとは現状の駐車場がホームセンターと一緒に営業しておまして、ピーク的时候は、毎週というわけではないのですが繁忙時には狭くなっているという現状がございます。それもできるだけ単体のスーパーマーケットだけでそれに使えるような台数を確保していくべきというご意見もあって、それになんとか対応するために2層の駐車場にしてみるといったことを繰り返しております。ただ、運営が始まりますと色々な問題もありますので、それにつきましては従来どおり、住民の皆さん方のご意見を取り入れながら、できることは運営上のなかで対応していきたいと思っております。

交通以外のこともいろいろあろうかと思えます。それにつきましても常識的な範囲でのご意見につきましては、今の店でも開店当初、例えば揚げ物の匂いがするといったことが実際にあがってきて、どこで匂いが出ているのか。いわれているお宅にもお邪魔したのですがなかなか認識ができなかったということもありました。行政の方にもお見えいただいて一緒に検証するというのも実際行って、その都度でありますに対応しているということを十数年間、既存の店で行ってききましたので、それにつきましては一定の評価は自治連さんのほうからいただいていると思っております。そのうえで8月末頃に運営についての協定を、建築工事の協定と同時に自治連さんのほうと内容を詰めて締結をさせていただいて今日に至っております。

至らない点はあるかと思えますけれども、これからも引き続いて自治連さん、地元の皆さん方との話し合いをしていながら、取り入れるべきところは取り入れながら進めてまいりたいという計画にしております。よろしく願いいたします。

●市川会長 ご丁寧な説明をありがとうございました。マツヤさんが過去 10 年余り、地元の声を聞きながらしっかり対応してこられたことがよくわかりました。

それではただいまの説明につきまして、委員の皆様方からご質問、ご意見を頂戴したいと思います。

●入江委員 ご説明ありがとうございました。駐車場についての付帯意見です。図面 3-1, 3-2 を見てもらいますと、障がいのある人も利用できる駐車区画が設けられています。

障がいのある人も利用できる駐車区画は、車椅子利用者のみならず高齢者、ケガをされている人、妊産婦、わかりにくい障がい者も利用されるわけです。ところが内部障がい者の方は、外見上わかりにくいので、そこを利用することによって白い目で見られるとか、関係者からも注意を受けるということも聞きますので、今申しあげたような方々も利用しやすいように、なんらかの表示か標識を設けていただけたらと思います。駐車区画は一般スペースと同じです。よろしくをお願いします。

●マツヤスーパー（西村） わかりました。

●竹原委員 今の、障害者の方の駐車場のことなのですが、図面の 3-1 の特に 1 階なのですがけれども、あえてこの場所に障害者の方の駐車場にされたのは、北のほうにもたくさん空いているのですが、ここに設けられた理由というのは何かあるのでしょうか。

●市川会長 北といわれるのはこの黄色いところですね。

●竹原委員 そうです。

●マツヤスーパー（西村） これは出入口をまず考えないといけませんので、あまり北に行くと、実はこの北側は、ここに歩道があって、ここに橋があって交差点になっています。こちらとこちらの真ん中ぐらいということで出入口が決められましたので、ここからお店に入っただくということで考えました。少しつけ加えますと、ここだけではなく 2 階にも、エレベーターホールの横にも身障者用を設けていますので、これでやりたいと思っています。

●竹原委員 どうしてこういう質問をしたかといいますと、あえてここに駐車場を置くことによって、先ほどご説明でもありましたけれども、ゲートがなくなるとさらに待ちスペースになります。そうすると交通量が多いとか、車のあいだを身障者の方がすり抜けてお店のなかに入るような場所に駐車場を置いているということになると思うのですけれども、そのところはいかがでしょう。非常に危ないのではないかと思うのですが。

●マツヤスーパー（中山） 現実にスーパーマーケット単店で、この駐車台数で、オープニングというときは特殊な例として、ランプウェイとかの車路が待ちスペースとして有効に機能するという説明をしましたがけれども、実際は通行というのが、この前を通らないと屋上の駐車場に上がりませんが、待ちスペースになっている状態ということはないとわれわれは思っています。2階や屋上に身障者用の駐車場を設けてもあまりご利用にならないのです。

ここの場所を、われわれは車もありますけれども自転車やバイクもどう置けばいいかを考えなければならないので、そのときにこの身障者用の駐車場のところを自転車置き場にしても、こういうところには離れているのでなかなかとめていただけないのです。道から侵入路の幅員を取ってくると、ちょうどこの場所ぐらいが車の幅と奥行きが確保できる場所になって、他の駐車場よりもうまく機能した駐輪場として黄色のところのところに配置できると考えております。

●竹原委員 駐輪場と身障者用の駐車場の位置を入れ替えるとか。私はすごく危ないような気がしたのですが、そのあたりの安全性は大丈夫でしょうか。

●マツヤスーパー（西村） ゲートを設置するというので、ゲートでとまるということもあったのでこれでいいかと思っておりました。今のようなご指摘は想定しておりませんでした。ゲートがあったほうがいいのかということもありうるかと思えます。敷地西側に5台あって、上にも身障者用を設けるということで対応したいと思っていたのです。ゲートがあればそれほど駐車場で交錯するということにならないと思えますが、今この場では、少し検討させていただきたいということでお願いしたいと思えます。

●市川会長 ほかにいかがでしょうか。

●宇野委員 ご説明ありがとうございます。いくつかおうかがいしたいと思えますが、まず今回新規に移られる場所の近傍には、例えば幼稚園とか児童館、小学校とか、ちょっと南側ですけども中学校がありまして、児童、生徒が日常的に通行する可能性が高いと思うのです。通学路指定されている道路との関係は、御社の施設と通学路指定されている道路の関係、あるいは今後生徒、児童の通行が出てくると当然営業時間にかかってきますし、あるいは朝の通学時間帯においてはおそらく荷さばきとか、車両の出入りがあると思えます。そのあたりの安全対策についてどうお考えかというのがまず1点です。

それからもう1つは今回、商圈の関係、それから西側の安祥寺川沿いの負荷の軽減という関係で右折入出庫という策が出てきたと思えますが、原則はご存じのとおり左折入出庫になっておりますので、右折入出庫に対するなんらかのご配慮をいただけるのかどうか。地元からも誘導員という声があがっておりますけれども、右折入出庫は安全面でも危険ですし、特に右折の入場というのは交通の流れを阻害するということがあるかと思えます。そのあたりで何かお考

えになっていることがあるかどうかというのが2点目です。

併せてもう1点だけ。関連するのですが出入口1の形状ですが、左折で来られた方がかなりハンドルを切らないと入れないといいますか、いわゆる90度で入るのではなくて進行方向から来て、右折入庫ですとまた少しもとに戻るような形ですね。するとおそらくドライバーの見える方向もかなり注意が分散するのではないかとということが気になります。それもあってこの出入口にはやはりなにがしかの誘導等が必要になるのではないかと、安全上の観点からも懸念するところなのです。最終的には今申しあげた安全に関わるところになりますが、出入口と道路、歩行者、あるいは自転車との関係でご配慮いただけるかどうかという点について、3点ですがすべて密接に関連していると思いますのでお答えいただければと思います。

●スーパーマツヤ（西村） まず通学路の関係ですけれども、周辺見取図がございまして、安祥寺の中学校が南西にあり、さらに南になるのですが山階小学校もございまして。渋谷街道は、通学路として指定されていないのですが、渋谷街道より一筋南側の細い道路を通って下さいということで通学路指定をされているようです。行き帰り等は歩いているお子さんもいらっしゃいますので、指定はされていないのですけれども小学校の子どもさんが歩かれていますのを見えております。そういった状況を前提として対応していきたいと考えます。交通安全対策では、左折入庫が原則ですが、右折での安全性というお話がありましたが、まず出て行く車に対しては、とまれの表示ですとか、目につきやすい看板を立てて、出庫車両には注意喚起したいと考えています。搬入車両につきましても、スーパーですので当然毎日搬入車両が入ります。マツヤスーパーが商品を一手に集めて入れるセンター便というものがあります。このセンターへ便は同じ車両が搬入することになりますので、特にお子様の登下校時間にあたる場合は十分注意しなさいということで、今もそうですけれども社内教育をしている次第です。

売場は変わりますけれども、搬入しているものはほとんど同じものが新たに移転することになるので、現状も安全にかなり注意してということで、マツヤスーパーが搬入するものに対しての安全対策はしておりますので、新店舗でも同様の対応をしていく予定にしております。

交通整理員ですけれども、図面にも少し出ていますがオープン時や繁忙時には当然出入口に整理員を配置することになっております。それ以外はどうするのか、繁忙時だけかということで住民さんからもお話がございました。説明会においても、オープンの状況を見せてほしいと説明しています。オープンの状況を見るというのは毎日立てないというわけではなくて、危険と判断すれば混んでいるときは毎日立てることになりますし、現状で運営している場合でも、オープンから閉店時間まで通してというわけではないのですが、状況によって配置しておりますので、同じようにやらせてほしいという話をしてしております。こういった話を経て協定まで至ったということです。現状を勉強しつつ、新たに本社が新店舗内に移転してきますので、お店の店長以外にも話もできるということで、届出には常時という記載はしていませんが状況によっては立つことになるということでご理解をいただいている次第です。

●マツヤスーパー（中山） 補足説明ですが、南側の右折の角度ですが、今すでに開発工事が終わりました、ここの幅員が2メートルほどセットバックしました。その関係でこの路側帯が、少し見えにくいと思いますが現状の路側帯はずっとあります。今回、開発工事のなかで約2メートル、この道路境界からセットバックしました。出入口1のすぐ西側には別の方の建物、土地があります。ですから今、突き当たっているのですが、今回この開発工事のなかではセットバックしています。結果的に警察との協議のなかで路側帯を広げます。広げる辺りに消防関係の連結送水管の口とか、近隣の住民の方々のゴミの集積場がもともとあります。

それを道に出してしまうと具合が悪いので、われわれの敷地のなかで集積場を設けるとしています。そうしたことで、警察との協議のなかで横断防止柵というものを路側帯の少し内側にとります。路側帯と境界とのあいだが約2メートルありまして、この横断防止柵はずっと東に向いていくのですけれども、だいたい境界の芯から1メートル55の距離で設けます。2メートルになるということは、入ってきて角度的には直線が2メートルありますので、この絵で見ると入りづらいように見えますが、直線部分があって曲がっていくということで、車1台分ぐらい直角の角度で入れます。これも警察の協議のなかで同様のご質問が出まして、車1台分の直線が入っていけるだろうというご判断をいただいております。

●マツヤスーパー（西村） ここの2メートルは歩行者の方が行かれるところで、そこともう1つ、広がっている部分がございますので、おそらく車1台とこの敷地境界の外で1台分が方向を変えることができると思います。たぶんスムーズに曲がれると思います。

●宇野委員 線形的な部分もいろいろ工夫していただいていると思うのですけれども、気になるのは、運転している側は、要は進行方向だけではなくて店側にかなり注意を振り向けないといけない状況になるので、そこの自転車とか歩行者との交錯がちょっと気になるなということがあります。特に通常の90度での出入口ではないので注意が必要と思います。

●マツヤスーパー（西村） わかりました。

●市川会長 ただいま、誘導員の話は出ませんでした。

●宇野委員 誘導員ということで整理員のお話をいただいたのと、今ちょっとご確認しようと思ったのは、店舗の西側だけではなくて渋谷街道側も同様の条件でということご理解すればよろしいですか。

●スーパーマツヤ（中山） 誘導員のほうは今、西村が申しあげましたようにわれわれも安全については十分配慮しなければいけないので、特に通行、横断されている歩行者に対する安

全は確保しなければいけませんので、それについては状況に応じてさせていただきたいということによってこの間もずっとやってきまして、それについては一定の評価をいただいていると思います。常時つけるということになりますと無駄な配置もありますし、ある程度お客様のほうにも十分認識をしてもらわないといけないということがありますので、そういう形で説明会の際には皆さん方にご理解をいただいております。今後もそういう形で運用させていただきたいと思います。

●宇野委員 関連して、今セットバックをしていただいたということで、それはいろいろな意味でいいことだと思うのですが、その場合、例えば右折入庫する車両が入口前でとまった場合に、西に向いて渋谷街道を進む車両が横をすり抜けることができるかどうかというあたりは、幅的には2メートルのセットバックというのはどうなのでしょう。

●スーパーマツヤ（中山） セットバックしましたが、実際は横断防止柵がありますので、実際は今よりも広がっていますけれども、3台通れるかというのはちょっと難しいかもわかりません。小さい車であれば可能かもわかりません。

●市川会長 ほかにご質問はございませんか。

●松井委員 騒音の関係ですが、荷さばきをされるということで、値を見てみますと住宅地で71dB弱ぐらい、ブザー音がいちばんレベルが高いのですがこれの対策とかは考えられていますか。

●マツヤスーパー（西村） 荷さばきの音に対してということですね。

●松井委員 荷さばきの音のなかでレベルを見ていますといちばん高いのがブザー音になっているのです。住宅地のほうで70dB弱ぐらいになっていまして、ブザーを止めるということもありえるのではないかとということが1点。

もう1つは、同じ方向のところに室外機を全部集中して置かれるということで、計算上はこうなるのですが実際は反対側の四方を囲まれたような形のところに置かれますね。建物が3階部分まで壁があつてそれより低い障壁で囲うということなので、計算上はこうなるのですが実際上は反対側に跳ね返ってくる音が2方向あります。これよりは値が少し上がってしまうだろうということがあります。今かなり余裕をもった数値にはなっているようなのですが、実際稼働してみると結構レベルが高いという場合は、事後的に対策が可能なのには思いますが、そのあたりは周囲の住民の方に様子を聞いていただいたほうがいいのではないかと思います。

●スーパーマツヤ（西村） ありがとうございます。今のお話のなかで1つはブザー音が高いということですね。ブザー音は切り換え式で消せるものもございますので、そういうものについてはブザー音はなしでやりたいと思います。ただ、ブザー音をどうしても消すことができないものにつきましては、ブザー音が鳴りますけれどもそれで対応させてもらいたいと思います。

●スーパーマツヤ（中山） われわれのセンターの車については、ブザー音は一切ありません。ブザー音がどうしても切れないのが運送会社の車両ブザー音でして、そのブザー音はたぶん社内的に切ってはダメなのだと思います。運送会社の車両は朝に来たとしても、1台か2台ぐらいだと思います。騒音の計算ではブザー音はどうしても出るということですが、おそらくブザー音が早朝に鳴るということはないと思っています。

●スーパーマツヤ（西村） 先ほどの室外機の置き場は当然四方が囲まれているのでいいということではなくて、上は開放になっているので音のレベルの問題だけではなくて質の問題もあるかと思います。そういうことも気をつけていまして、今の店舗でも室外機の音に対してのご不満もありますので、荷さばき施設の道路をはさんで向かい側の家にもお話をしていまして、こういうところに荷さばき施設があって、こういう室外機を囲んで配置させてもらいますので何かあればいってくださいということでお話もさせてもらっています。レベルがこれぐらいだからいいということの説明ではないので、何かあればすぐいってきてもらえると思います。

●松井委員 わかりました。

●市川会長 ほかにご質問はございませんか。

●宇野委員 確認とお願いというレベルなのですが、図面の3-1を拝見していたのですがこのなかで出入口2ですけれども、店舗周辺も緑化等を工夫していただいているということですが、気になりましたのが出入口のところはどういうものを、このとおりに植栽されるかどうか。と申しますのはいろいろ見聞きしておりますと植樹が交通安全上の支障になる可能性があるということもありますから、出入口周辺はできるだけ視界を開けておいていただくほうが望ましいのかなということがあります。まだ決めておられないとか、何かお考えのものがあるのであればできるだけそのあたりをご検討いただければと思います。

●スーパーマツヤ（西村） 今おっしゃっているのは、おそらくこの出入口2の横のところにある部分かと思いますが、これはイメージでして、進入性の確保については警察にもご指導いただいまして低木とか芝といったもので、進入性を確保できるものになりたいと思っています。まだ詳細は決まっていないので進入性を確保できるものになりたいと思っています。



●市川会長 ほかにご意見、ご質問もないようですので、現地調査の実施及び追加資料の請求の有無についてお聞きいたします。

従前より新設案件につきましては可能な限り委員が揃って現地を視察するという形で進めてまいりましたが、今回の現地調査につきましては、先ほど事務局からご案内がございましたように、次回審議会当日の会議の前に行いたいと思いますけれどもいかがでしょうか。別途お時間をつくるというのはなかなか委員の皆さんもお忙しいので時間が取れませんので、できましたら次回審議会の前に関地視察を行いたいと思います。よろしいでしょうか。

——（委員から特に意見なし，了承）——

●市川会長 続きまして、この追加資料についてですが、何か必要なものはございますか。よろしいでしょうか。

——（委員から特に意見なし）——

●市川会長 それではなしということで、これで（仮称）新Y S計画の届出者からの説明を終了いたします。担当の方、どうもご苦労様でございました。

——（担当者退室）——

## 2 平成22年5月届出案件

### 「（仮称）ヤマダ電機テックランド京都伏見店」に係る答申案検討

●市川会長 続きまして議題2の「平成22年5月届出案件（仮称）ヤマダ電機テックランド京都伏見店」の答申案の検討です。答申案について事務局から説明をお願いします。

●事務局 ご説明申しあげます。お手許の資料の2，21～23ページでございます。

この答申案のご審議をいただく前に、この件に関しましていただいたご質問を、まずご紹介いたします。いただいたご質問は交通関係でございまして、まず1つが資料のなかに混雑度を示す資料があったのですが、計数が1を超える場合があるので、これについては信号の切替えを調整してみてもどうかというご質問をいただいております。さらにもう1つ、国道1号線沿いということでございますので、お盆、正月、ゴールデンウィーク、秋の行楽シーズンにおいては、現在においても渋滞が起こっているという状況がある。もしかしたら来店者の今回の新たな店舗のピークと重なる可能性があるのではないかとということで、適切な対応をお願いしたいというご意見をいただきました。

まずは混雑度1の件につきましては、基本的には調査の仕方等もあるのですが、現実の対応という点からより厳しい条件で考えた場合どうなるかということで、最終的には1を超えたケースがあるということでもございました。開店前の予測の段階で信号の切替えを調整するというのは先走りという面もあるかと考えられますし、事業者から関係者とも相談したところによりますと、とりあえず今の届出内容でしていただいて、開店後の状況を見たとえで考えるということも可能ではないかということで調整されたようでもございます。

この件につきましてご質問いただきました委員に内容を報告しましたところ、どういうことにしていくかを検討・調整しているのであれば、一旦はいいのではないかとということでもご了解をいただきました。

さらにもう1つ、繁忙時につきまして来店者のピークが重なる可能性があるのではないかとということについては、行楽シーズンにおきましては、一過的に1号線において渋滞が発生しているのは現実でもございます。ただ、その場合につきましては交通整理員を増員させる、人的な対応をする、あるいは事前にチラシ、いろいろな意味での広報をしたいということを事業者としては申しております。現時点ではそういう対応の姿勢を示していただいているということであれば、一定の方向が見えてくる部分もあるかと思われましたので、この件につきましても事前にご説明しましたところ、姿勢が見えるのであれば結構ですということでもございましたので、交通処理に関して、基本的には現状をきちんと見たとえで即時対応するという姿勢を崩さないということでもやってほしいということでの回答をいただいたところでございます。

そういうことを含めまして、現在の内容としてそれをまとめたものと、前回の審議会での審議内容を踏まえまして答申案を作成した次第でもございます。21ページからご説明申し上げます。結論から申し上げますと、基本的には今回、届出の内容を判断した場合、影響は少ないのではないかとこの形のまとめ方をしております。ただ、国道1号線に面したところの出入口、店舗東側の出入口においては、来店客車両、荷さばき車両、歩行者、自転車についての交錯を回避するため、交通整理員の配置など安全面に十分配慮することということも、付帯意見として伝えるのが妥当ではないかという考え方をしております。

参考にいたしましたのは、本件北方面の国道1号線沿いに平成19年2月に開店いたしましたケーズデンキの店舗があるのですが、同様に交通状況に関する十分な配慮ということも付帯意見で伝えておりますので、同様の趣旨を踏まえてまとめるのが妥当と考えました。

結論から先に申しあげましたが22ページにつきましては意見理由でもございます。現在の状況として立地の状況をまとめてございます。南側に市営住宅があるという状況もございしますが、今回の店舗敷地並びに建物からの距離も勘案したなかで、本件の周辺状況をみた場合、周辺に与える影響は少ないのではないかと考えたところです。説明会の状況としましては、防犯対策、荷さばき車両について質問が出された状況ですが、意見書の提出はございませんでした。

以上のような状況に基づきまして指針をベースにいたしまして、出店計画を検討した結果が以下でもございます。(1)駐車場及び来退転客の経路設定につきましては、まず収容台数について

は指針に基づく台数を確保しているということでございますが、冒頭に申しあげました付帯意見とした内容をここに掲載してございます。交通安全の確保と、その内容についての十分な配慮を望むという形でまとめてございます。

(2)駐輪場につきましては、本市におけます自転車等に関する条例に基づいて、台数以上確保しているということで不足が生じる恐れがないということと、運営計画についても特に大きな支障はなかったと考えました。(3)荷さばき施設につきましては、施設配置、運営計画について前回の審議会の説明におきましても特に問題はなかったと考えておりますので、影響は少ないと判断したというまとめ方をしております。

(4)騒音につきましては、準工業地域であります騒音についての等価騒音レベルの予測については基準値を下回っていました。ただ、最大値におきましては基準値を上回る箇所があったものの、走行車両による影響であるとか、店舗に近接する住居付近におきましては基準値を下回るということも見られましたので、影響は少ないのではないかと考えた次第でございます。(5)廃棄物等の保管施設及びリサイクルにつきましては、指針に基づきまして必要な保管容量を確保している。あるいは施設配置、運営計画、車両経路、リサイクル等についても配慮がされているということで影響は少ないであろうというまとめ方でございます。

(6)防災、防犯対策につきましては、協定の締結、あるいは自治体からの具体的な要請があった場合については、協力を行う旨の意思表示がなされておりますし、防犯対策につきましては営業時間中については巡回、あるいは営業時間外についても進入ができないようにすることなど、地元警察との連絡を密にするということでございますので、その旨を表明した内容を認めたということでございます。そのほか光害対策としましては、点灯時間の調整等されているということでございますので、配慮があるであろうということから十分な配慮をされているのではないかと判断した次第でございます。

元に戻っていただきまして、冒頭に申しあげた内容でまとめております。以上でございます。

●市川会長 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見があればうかがいます。

●松井委員 ちょっと細かいところかもしれないのですが、意見理由の(4)騒音についてのいちばん最初の「計画地及びその周辺は準工業地域であり」という文言については、削除していただいたほうがいいのかと思います。理由としましては、準工業地域だから下回っていたというようにも解釈できてしまいますので、ないほうがよいように思います。

●事務局 先入観的なところがありまして申し訳ございません。場所にかかわらず数値がどうであったかを書く部分だったと思いますので、ご指摘いただきましたとおり、この文は取りまして、「騒音についての等価騒音レベルの予測においては」から始まる形にさせていただきたいと思います。

●市川会長 ほかにございませんか。それではご意見もないようですので、ただいまのご意見は特に答申案に対する異論というわけではございませんので、文言の修正ということでございます。加えてこの案件につきましては説明会でも特に反対する意見はございませんでしたし、現状において苦情もございませんでしたので、一部文言を修正のうえ、本日で結審したいと思っておりますがいかがでしょうか。

——（異議なしの声）——

●市川会長 ありがとうございます。それではただいまいただきました意見を踏まえまして、文言につきましては私にご一任をいただきまして、事務局と調整のうえ市長に答申をすることにさせていただきます。

——（異議なしの声）——

### 3 報告事項

●市川会長 議題3「報告事項」について、事務局から説明をお願いします。

●事務局 引き続き事務局からご説明申し上げます。資料をおめくりいただきまして24ページ、25ページ、資料3でございます。これは毎回提出させていただいております資料でございます、「立地法に係る計画一覧」でございます。手続き中の届出案件と、審議会の今後の審議予定を掲載しております。ちなみに今月におきます届出予定はございません。

引き続きまして、前回経過報告のありましたヨドバシビルの関係でございます。事務局としまして、できるだけ開店の前日も含めまして状況を見てきたところでございます。土日につきましても夜の閉店後の状況も含めて確認をしているところでございます。それで見限りでは、加えて関係者のお話を聞きましたところ、交通混雑は一応回避されたような状況で今のところ進んでいるのではないかと考えてございます。

しかしながら、先ほど少し申しあげました閉店10時以降に多くの来店客車両が出てくるとい話がありまして、これにつきましては特に大きな交通処理上の問題はないのですけれども、早く出たいお客様がクラクションを鳴らすということもあって、多少住民さんから苦情があったような状況でございますが、基本的にそれが常時続いているわけではございません。ただ、今後年末・年始を迎えることもございますので、今後の状況がどう変わるかなということがございます。こうしたことを踏まえて、事業者に対しましては11月、12月、1月の3カ月間、開店後の状況ということで状況を見ていただきまして、可能な限り数字をあげるなかで実績報告を整理してもらおうと考えております。

実際の報告の件につきましては年明けになりまして、2月、3月ぐらいになるのかなと考えておりますが、事務局からまとめた内容についての報告をさせていただきたいと存じます。

最後に、前回の審議会におきましてご説明申しあげました「サンダイコー京北店」でございます。改めて届出内容をご説明申しあげますと、京北町に立地する店舗でございます。二十年近く営業されているところでございます。京北町が本市に合併された前後ということで、そのときに店舗の老朽化等の理由で売場面積の一部を増築したという経緯がございました。ただ、当時すでに旧立地法での届出済みであったということと、設置者の過誤によりまして届出が遅れていたような状況でございましたので、立地法の定めに従いまして、法附則第5条1項によって届出を提出していただいたということでございます。

状況といたしましては、改築されてからすでに5年を経過した今日におきまして、特に店舗運営に関わって大きな支障が生じていないということ、それから店舗周辺の状況といたしましては、店舗東側には周山街道、西側には弓削川という川が流れておりまして、北側は空き地、南側は店舗、さらに本市の京北出張所があるということで、周りにはまったく住宅がないという状況でございます。こうした状況を踏まえますと、現時点で本審議会におきましてご審議いただくような状況が、特になくなっているのではないかと考えた次第でございます。

届出が提出されてからの状況でございますが、意見提出期限であります11月15日までに意見の提出はございませんでしたし、加えて本年7月末に地元説明会を開いていただきましたが、出席者なしということで終わっております。その後の状況といたしまして、事務局への問い合わせですとか設置者に対する苦情もないということでございますので、ここに改めまして非審議会案件としてお諮りしたいと考えてございます。事務局からの説明が長くなりましたけれども、以上でございます。

●市川会長 ただいまの事務局からの報告につきまして、何かご質問、ご意見はございますか。

ないようでしたらサンダイコー京北店につきましては、影響はなしということで非審議会案件にしたいというご提案でございますがよろしゅうございますか。

——（異議なしの声）——

●市川会長 それではそのようにさせていただきます。

#### 4 その他

●市川会長 次の議題に移ります。議題4「その他」です。特に何かございましたらご発言願います。

——（委員から特に意見なし）——

●市川会長 それではこれで本日の審議会を終了したいと思います、その前に事務局から事務連絡があればお願いいたします。

●事務局 次回の審議会でございますが、年末の押し詰まった時期で誠に恐縮でございますが、事前にご連絡さしあげましたとおり、12月28日（火）午前10時からKKRくに荘の4階大会議室で開催させていただきたく存じます。当日の議題は本日届出説明のありました（仮称）新YS計画の答申案検討、その前に同地の現地視察をさせていただきたいと思っております。また、グルメシティヒカリ屋山科店の諮問でございます。防寒等をされたうえでのご出席のほど、よろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

●市川会長 繰り返しますが次回審議会は12月28日（火）午前10時から、久しぶりにKKRくに荘の4階大会議室で行います。当日の議題は本日届出者説明のありました（仮称）新YS計画の答申案検討と、グルメシティヒカリ屋山科店の諮問です。

次回の審議会におきまして、特に非公開とすべき部分もないように思われますので公開としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

——（委員了解）——

●市川会長 また、次回審議会における出席機関でございますが、これにつきましても従来どおり、指針の項目と関係の深い機関に出席をお願いしたいと思います。こちらもよろしいでしょうか。

——（委員から特に発言なし）——

●市川会長 それでは特にご異議もないようですので次回審議会も公開といたします。出席機関につきましても、事務局のほうから関係機関の出席を求めてまいります。

**閉 会**

●市川会長 それでは、これで第110回京都市大規模小売店舗立地審議会を終了いたします。長時間ありがとうございました。